

事業者の皆様！準備はお済みですか？

2019年10月1日から消費税・地方消費税の **軽減税率制度** がスタート。 仕入税額控除の方式が変わります！

標準税率 **10%** と、
 ・**飲食料品** (酒類・外食を除く)
 ・**新聞** (定期購読契約された週2回以上発行されるもの)
 に係る軽減税率 **8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を
複数税率に対応させる必要があります。

 **CHECK** 全ての事業者の方に関係があります！

飲食料品等の販売がない場合でも、
例えば、飲食料品等の仕入があれば、
帳簿上、軽減税率対象である旨を明記
する必要があります。

詳しくはこちら [軽減税率 国税庁](#)

検索



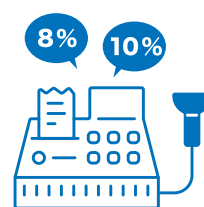
レジや受発注・請求書管理システムの
導入・改修が必要となることがあります。

 **CHECK** 軽減税率対策補助金が拡充されました！

中小企業・小規模事業者等の方向けに
複数税率対応レジの導入等を支援
します。ぜひご活用ください。

詳しくはこちら [軽減税率対策補助金](#)

検索



制度についてのお問い合わせ

●消費税軽減税率電話相談センター (フリーダイヤル) ☎ 0120-205-553

受付時間は平日午前9時から午後5時まで。

*ナビダイヤル0570-030-456(通話料がかかります)もご利用いただけます。

補助金についてのお問い合わせ

●軽減税率対策補助金事務局 (フリーダイヤル) ☎ 0120-398-111

受付時間は平日午前9時から午後5時まで。